

大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、大山町補助金等交付規則（平成17年大山町規則第46号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本補助金は、コロナ禍においてエネルギーや資材価格上昇等に伴う影響を受けている社会福祉施設等を運営する事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することにより、経済的負担の軽減を図り、社会福祉施設等において提供するサービスの安定的な提供体制を維持することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 光熱費 大山町内に所在する次条第1項各号に掲げる施設又は事業所（以下「当該施設等」という。）の運営のために購入した電気及びプロパンガスに係る料金
- (2) 燃料費 当該施設等の運営のために購入した灯油、軽油並びに重油の代金及び当該施設等に関連する事業に用いるために購入したガソリン等の自動車燃料代金

(交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる事業に係る施設等を大山町内に設置する者とする。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定を受けた指定居宅サービス事業、指定地域密着型サービス事業、指定居宅介護支援事業、指定介護予防サービス事業又は指定地域密着型介護予防サービス事業に係る事業所
- (2) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設若しくは老人福祉法（昭和38年法律第133号）に基づく軽費老人ホーム
- (3) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づく指定を受けた指定障害福祉サービス事業に係る事業所
- (4) 障害者総合支援法に基づく指定を受けた指定障害者支援施設
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づく指定を受けた児童養護施設又は同法に規定される小規模住居型児童養育事業に係る事業所
- (6) 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）に基づく登録を行ったサービス付き高齢者向け住宅

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は対象としない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接につながりのあると認められる法人、団体又は個人
- (2) 法人又は団体においては、代表者及び構成員が暴力団員等（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員等（以下単に「暴力団員」という。）、暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行なう者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者をいう。）であると認められる者

（交付金額）

第5条 本補助金の額は、当該施設等における令和3年度の光熱費及び燃料費（以下「対象光熱費等」という。）から、当該施設等において利用者から個別に徴収する光熱費相当額を控除した額に1/10を乗じて得た額とする。ただし、当該得た額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 町長は、前項の規定にかかわらず、当該施設等において前条第1項に掲げる事業以外の用に供する光熱費及び燃料費があると認めた場合は、当該光熱費及び燃料費を対象光熱費等から控除するものとする。

（交付申請の時期等）

第6条 本補助金の交付申請は、令和5年1月31日までに行わなければならない。

2 交付対象者は、本補助金の交付を受けようとするときは、大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 大山町社会福祉施設等物価高騰対策支援事業補助金算定シート（様式第2号）又はこれに準ずる書類
- (2) 前号に定めるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

（交付の決定）

第7条 町長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の場合において必要があると認めたときは、申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。

3 第1項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 虚偽その他不正な行為によるもの
- (2) 当該交付制度の目的を逸脱する恐れがあるもの
- (3) その他町長が不相当と認めるもの

（交付決定の通知）

第8条 町長は、補助金の交付又は不交付の決定をしたときは、補助金の交付決定兼額の確定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の交付の請求）

第9条 交付事業者は、補助金の交付の請求をしようとするときは、規則第21条に規定する補助金等交付請求書に前条に定める交付決定兼額の確定通知書の写しを添えて町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 町長は、前条に規定する請求があったときは、請求書及び添付書類の内容の審査を行い、適正と認めたときは速やかに交付するものとする。

（補助金の返還等）

第11条 町長は、補助金の交付を受けた事業者が、虚偽の申請等により不正に補助金を受けたときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和4年12月14日から施行する。

（失効）

2 この要綱は、令和5年3月31日をもってその効力を失う。